

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C事業所（以下「事業場」という。）に雇用され、製造オペレーション職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場主催の忘年会に出席するため自家用車を運転していたところ、激しい頭痛と吐き気に襲われ運転困難となったことから、D病院に緊急搬送され、「小脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及び発症日については、その症状経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人が、本件疾病的発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、事業場は、各労働者に自らパソコンで出勤及び退勤時間を入力させることにより勤務時間を管理しており、当該勤務管理システムについて、請求人自身が、要旨、「出退勤時間は勤務管理システムで管理されているとおりで間違いない。」と述べ、各関係者も同旨を述べていることから、監督署長は、各関係資料を踏まえつつ、当該勤務時間管理を基に請求人の労働時間を算定している。これに対して、審査官は、決定書理由に説示するとおり、各労働者が事業場から付与されているIDカードによる入退館時間を記録している入退館システムの記録時間を基に請求人の労働時間を算定している。

この点、請求人及びEは共に、要旨、「平成〇年〇月〇日、活動の発表の資料作りの為に1時間程度早く出勤したが、早出出勤の事前申請を行っておらず、勤務管理システム上は、通常の始業時間で入力している。」と述べ、実際には労働していたとする時間が勤務管理システムには反映されていない事例を指摘している。一件記録において、当該事例以外には同様の事例は見当たらないも

のの、審査官は、たとえ1件でも遺漏が認められる以上、当該事例以外に勤務管理システムに反映されていない労働時間が存在する可能性を完全には排除し得ないとして、請求人の労働時間を最大限に長くなるように労働時間をみた算定方法を採用しているものと認められ、当審査会としても、審査官の労働時間の認定は妥当であると判断する。

なお、請求人は、審査請求を行った以降、要旨、「本件疾病の発症前2か月間だけでも、370時間程度にまで及ぶ自宅での持ち帰り残業を行った。」と主張しているが、具体的に当該主張を証明し得るに足る成果物等の客観的な資料は認められず、また、請求人が作成した申立書及び労働基準監督署職員による聴取の際にも、当該主張を行わなかったその経緯と事情について、当審査会が首肯し得る合理的な説明は認められない。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の主張を採用することはできない。

(5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人は発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間を見ると、決定書理由に説示するとおり、発症前1か月間の時間外労働時間数は26時間29分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は25時間31分から16時間27分の範囲であり、いずれの期間も80時間までには達しておらず、また、休日は1か月に8日ないし15日間確保されている。

また、労働時間以外の負荷要因について、請求人は、①通常業務に加えて、活動の発表の外、「〇活」及び「改善提案」等の複数の業務を兼任したこと、②活動の発表準備作業中2回にわたり、Fから業務妨害を受けたこと、③活動の発表に向けた資料が改ざんされ、その後の会社側の対応等が不適切であったこと等の出来事があり、これらによる精神的負荷について主張しているものの、各関係者の申述等、一件記録を精査したところ、①については、一般的な労働者からみて過大に負荷の掛かる業務内容とまでは認められないこと、②については、Fは請求人及びEへの配慮から声を掛け、コミュニケーションの一環で

会話したに過ぎないとみるのが相当であること、③については、資料の改ざんの事実自体の存否を確認することができないこと等の事情に鑑みると、決定書理由に説示するとおり、労働時間以外の業務負荷要因について、特に過重な身体的、精神的負荷があったとまでは認めることはできない。

したがって、当審査会としても、請求人は発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められないものと判断する。

(7) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾患は業務上の事由によるものとは認められない。

(8) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。